

その2

不正軽油撲滅運動を実施しています！

不正軽油とは

主に、軽油に重油・灯油を不正に混ぜて、軽油と称して販売されているもので、軽油引取税の**脱税行為**です。

不正軽油は、**大気汚染**の原因になるとともに、公正な市場競争を阻害します。

また、**エンジンの故障**の原因となったり、故障した際の**保証の対象とならない**場合もあります。

不正軽油の3ない運動

その1

売らない！「不正軽油の販売阻止」

その2

買わない！「不正軽油の購入阻止」

その3

使わない！「不正軽油の使用阻止」

平成23年度の税制改正により、**罰則がより厳しくなりました。**

(例：脱税の場合…懲役10年以下、罰金1000万円以下)

《《《不正軽油110番》》》

不正軽油の製造・販売・使用に関する情報をお寄せください。

問い合わせ先

茨城県総務部税務課

0120-241-744 (フリーダイヤル24時間受付)

FAX 029(301)2439

Eメール zeimu6@pref.ibaraki.lg.jp

茨城県不正軽油撲滅対策協議会

(一社)茨城県建設業協会 (一社)茨城県産業廃棄物協会 (一社)茨城県自動車整備振興会
茨城県石油商業組合 (一社)茨城県トラック協会 (一社)茨城県バス協会
国土交通省関東運輸局茨城運輸支局 茨城県警察本部 茨城県